

索引 (法令等対比表)

銀行法施行規則

第19条の2

1. 銀行の概況・組織に関する事項

(1) 組織	2
(2) 大株主一覧	4
(3) 役員一覧	3
(4) 会計参与に関する事項	※
(5) 会計監査人の氏名又は名称	4
(6) 店舗一覧	20,21
(7) 銀行代理業者	※
(8) 外国における銀行代理業者	※

2. 銀行の主要な業務内容

3. 銀行の主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	43
(2) 直近5事業年度における主要業務指標	43
(3) 直近2事業年度における業務状況指標	

(主要業務状況の指標)

① 業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・実質業務純益・コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	54
② 資金運用収支、役務取引等収支等	54,55
③ 資金運用・調達勘定の平均残高等	54,62
④ 受取利息、支払利息の分析	55
⑤ 経常利益率	62
⑥ 当期純利益率	62

(預金関係指標)

① 預金科目別平均残高	57
② 定期預金の残存期間別残高	56

(貸出金等関係指標)

① 貸出金科目別平均残高	58
② 貸出金の残存期間別残高	58
③ 貸出金及び支払承諾見返の担保別残高	60
④ 使途別貸出金残高	59
⑤ 業種別貸出金残高	59
⑥ 中小企業向け貸出金	58
⑦ 特定海外債権残高	※
⑧ 預貸率	62

(有価証券関係指標)

① 商品有価証券の種類別平均残高	62
② 有価証券の種類別の残存期間別残高	61
③ 有価証券の種類別平均残高	61
④ 預証率	62

(信託業務関係指標)

① 信託財産残高表	66
② 金銭信託等の受託残高	66
③ 元本補填契約のある信託の種類別の受託残高	※
④ 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	66
⑤ 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高	※
⑥ 金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高	※
⑦ 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	※
⑧ 担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
⑨ 使途別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
⑩ 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	※
⑪ 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	※
⑫ 金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高	※
⑬ 電子決済手段の種類別の残高	※
⑭ 暗号資産の種類別の残高	※

4. 銀行の業務運営に関する事項

(1) リスク管理体制	11~16
(2) 法令遵守体制	6
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	17~19
(4) 指定銀行業務紛争解決機関の名称	6

5. 銀行の直近2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	44~53
(2) 債権のうち次の額及び①から④までの合計額	60
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	
⑤ 正常債権	
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権	※
(4) 自己資本充実の状況	67~89
(5) 経営の健全性の状況	※
(6) 次の取得額又は契約価額、時価、評価損益	
① 有価証券	63,64
② 金銭の信託	※
③ デリバティブ取引	64,65
④ 電子決済手段	※
⑤ 暗号資産	※
(7) 貸倒引当金の期末残高、期中増減額	60
(8) 貸出金償却額	60
(9) 会社法による会計監査の旨	4
(10) 金融商品取引法による監査証明の旨	4
(11) 単体自己資本比率等の算定に関する外部監査の旨	※

6. 報酬等に関する事項

7. 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象等への対応策

第19条の3

1. 銀行・子会社等の概況

(1) 主要事業内容、組織	1
(2) 子会社等に関する事項	1

2. 銀行・子会社等の主要業務に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	22
(2) 直近5連結会計年度における主要業務状況指標	22

3. 銀行・子会社等の直近2連結会計年度における財産の状況

(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	23~38
(2) 債権のうち次の額及び①から④までの合計額	42
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本充実の状況	67~89
(4) 経営の健全性の状況	※
(5) セグメント情報	39~41
(6) 会社法による会計監査の旨	4
(7) 金融商品取引法による監査証明の旨	4
(8) 連結自己資本比率等の算定に関する外部監査の旨	※

4. 報酬等に関する事項

5. 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象等への対応策

6. 特例企業会計基準等適用法人等

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第7条 資産査定公表

※当行は該当ありません。

金融庁告示第7号

自己資本の構成に関する事項

定性事項

1.連結の範囲に関する事項	70
2.自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条（連結）又は第37条（単体）の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要	70
3.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	13
4.信用リスクに関する事項	
イ リスク管理の方針及び手続の概要	12,13
ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて	75
ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて	※
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針・手続の概要	14
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	14
7.証券化エクスポージャーに関する事項	
イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要	14
ロ 自己資本比率告示に規定する体制の整備等	14
ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	※
ニ 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	74
ホ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	※
ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合	※
ト 証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	※
チ 証券化取引に関する会計方針	87
リ 種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	74
ヌ 内部評価方式を用いている場合の概要	※
ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合の内容	※
8.CVAリスクに関する次に掲げる事項	
イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要	14
ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）	14
ハ SA-CVA採用行にあっては、次に掲げる事項	※
9.マーケット・リスクに関する事項	※
10.オペレーショナル・リスクに関する事項	
イ リスク管理の方針及び手続の概要	15,16
ロ BIの算出方法	74
ハ ILMの算出方法	74
ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）	74
ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）	74
11.出資等に関するリスク管理の方針・手続の概要	14
12.金利リスクに関する事項	
イ リスク管理の方針及び手続の概要	15
ロ 金利リスクの算定手法の概要	15

定量事項

1.その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と下回った額の総額	68
2.自己資本の充実度に関する事項	
イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額等	71,73
ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額	※

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額	73
ニ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額	74
ホ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額等	※
ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次に掲げる場合に定める事項	74
・BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合	
・BI及びBICの額	74
ト 単体（連結）リスク・アセットの額の合計額及び総所要自己資本額	74
3.信用リスクに関する事項	
イ エクスポージャーの期末残高、主な種類別の内訳	75,76
ロ 地域別、業種別又は取引相手の別、残存期間別の内訳	75,76
ハ 延滞エクスポージャーの期末残高の地域別、業種別又は取引相手の別の内訳	75,76
ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額	77,78
ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	78
ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第55条から第76条まで及び第77条の2の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	79,80
・信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	
・CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	
・信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	
・CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	
・信用リスク・アセットの額	
・リスク・ウェイトの加重平均値	
ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	81,82
チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	83
・CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	
・CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額	
・CCFの加重平均値	
・CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額	
リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて	※
ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて	※
ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー等の直前期における損失の実績値等	※
ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー等の長期にわたる損失額の推計値等	※
4.信用リスク削減手法に関する事項	
イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	84

□ 保証又はクレジット・デリバティブが適用された エクスポージャーの額	84
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関する事項	
イ 与信相当額の算出に用いる方式	85
□ グロス再構築コストの額の合計額	85
ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の 与信相当額	85
ニ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、 □ に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から ハに掲げる額を差し引いた額	85
ホ 担保の種類別の額	86
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の 与信相当額	86
ト 与信相当額算出対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額（種類別かつプロテクション購入又は提供別） …	86
チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額	86
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
イ 銀行（連結グループ）がオリジネーターである 証券化エクスポージャーに関する事項	※
□ 銀行（連結グループ）が投資家である 証券化エクスポージャーに関する事項	87
ハ 銀行（連結グループ）がオリジネーターである場合に おけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	※
ニ 銀行（連結グループ）が投資家である場合における マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化 エクスポージャーに関する次に掲げる事項	※
7. CVAリスクに関する事項	※
8. マーケット・リスクに関する事項	※
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
イ （連結）貸借対照表計上額、時価等	88
□ 売却及び償却に伴う損益の額	88
ハ （連結）貸借対照表で認識され、かつ（連結）損益計算書 で認識されない評価損益の額	88
ニ （連結）貸借対照表及び（連結）損益計算書で認識 されない評価損益の額	88
ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごと の額	※
10. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの みなし計算が適用されるエクスポージャーの額	88
11. 金利リスクに関する事項	89
12. 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる 事項	※
13. 期待エクスポージャー方式とSA-CCRの比較に関する 次に掲げる事項	※
14. 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に 関する次に掲げる事項	※

※当行は該当ありません。

2025 百十四銀行 統合報告書 (ディスクロージャー誌 資料編)

発行 2025年7月

編集 株式会社 百十四銀行 経営企画部 経営戦略室
〒760-8574 香川県高松市亀井町5番地の1
TEL(087)831-0114